

平成 26 年 3 月 17 日

都 築 社 長 殿

坂井

報告書

平成 26 年 2 月 17 日、午後 3 時 30 分、市協会にて [] 理事さんとの話を反訳しましたので御報告します。

録音開始 0 時 0 分 50 秒より

坂井 「 [] さん、お時間いいですか？」

理事 「いいですよ。」

坂井 「いや、あの、今日ね、支局にいってきたのですよ。その支局の [] さんとい方から、話を聞いていたら、あの、なんか、距離短縮については、あの、なんかできないようなね、お話を、ちらっと聞いたんで、それ、いつ、決まったんですかと、という話の中で、さっきまで、あの、県の協会に行っていたのです。[] さんとか、もろもろ、あ、[] さん、おられなくて、[] さんと話をしていたのですよ。で、じゃ、あの、なんだ、うちの会社としては、今日、支局に行ったのは、まあ、いろいろあるんでしょうねけれども、あの、公定幅運賃の部分について、あの、まあ、えー、消費税の転嫁方式については、あの、なんだ、えー、距離短縮の方が、いいんすけれどもねー、と話をしていたら、いや、それは、あのー、なんだ、まあ、要望があるのであれば、要望として言ってもらえばいいし、ただ、ちなみに、日の出さんは、どんな運賃でしたでしょうね、と言わされたもんでしたので、いや、あの、650(700)m で、330 円で、後は、まあ、メートル数に応じて 20 円づつ上がっていくのですよ、という話をしたら、そこは、ちょっと、できなくなるんじゃないかなー、て話をされていて、(私は)いや、それは、じゃ、何の通達文書によって、なっているのですか、なったのですか? と聞いたら、じゃ、ちょっと、待ってもらえますか、なんか言って、数種類の通達類を、なんか、パソコンから、こう、出してきて、こう、眺めいたら、あの、見つけられなかっただみたいで、で、じゃ、分かり次第、後で、ご連絡します、という話だったので、うちとしてみれば、まあ、あの、いろいろ、その、たぶん、公定幅運賃の部分について、消費税転嫁の部分については、まあ、通常、平成、消費税法が成立したときの、平成 25 年のときに、あの、国土交通省の通達で、108/105 を、まあ、基準とする、というのがあったので、てっきり、まあ、新聞等でね、協議会の話を見ていて、その話のことなのかなー、と思っていたら、どうも、今

日、[]さんの所に行きましたね、[]さんにね、それって、いつ、決まった話なのですか？何かあるのであれば、[]さん、それ、いつ、分かっていたのですか？という話をしていて、それで、まあ、一応、[]の方には、じゃ、うちは会社としては、じゃ、あの、その公定幅運賃の消費税加算の方法と、まあ、基本的には、うちでは、そういう今の運賃わね、なる、ということでお願いしたい、ということで出しますので、ただ、まあ、[]さんも、そうですし、[]さんも、そうですけれども、ただ、それで認められるとは、わかりませんけれども、ということだったので、じゃ、県協会を通じて、なんか、今月の20日が、締め切りだという話も聞いたので、ただ、[]さんの所に行って、くどくどと、不満タラタラとね、そんな、あの、距離短縮、云々が、できなくなるような通達等々があるのであれば、まあ、どうして、教えてくれなかつたのかと、ただ単に、うちとしては、その、公定幅運賃(案)を公示するために、その、当初の通達の108/105にするのか、それとも、あの、今月の、あ、先月の1月29日付(資料内訳28)の国交省のホームページを見たら、なんだ、これが、国交省のホームページを見たら、まあ、あの、その、108/105は、基本なのだけれども、まあ、業界等々の要望があれば、まあ、考えても良いようなね、部分の話もあったので、まあ、タイミング的には、じゃ、あの、市の協会さんから、チラチラと距離短縮、云々とFAXをもらっていたので、その話のことなんだろうな、というふうに思っていたら、どうも、今日、[]さんの話を聞いていると、そうでもないと……」

録音開始0時6分38秒より

[]理事「あの、2月の7日に、例会がありましたよね。あのときに、出席されなかった方に、FAXを入れたのですよ。で、その中に、初乗距離短縮の方向について書いてあるのがあったと思うのですけれども……」

坂井「ですから、その初乗距離短縮というのが、うちがやっている初乗距離短縮だったのか、それとも、私は、これを見ていたもんですから、あの、公定幅運賃における、初乗距離短縮、ようするに、あの、今日も、言ってきたのですけれども、中日新聞を見てたら、名古屋では、公定幅運賃の部分について、初乗距離短縮で、その、消費税を転嫁する、というふうに、ニュースがあったものですから、そのへんについて、ちょっと、支局さんの方、ただ、今日、[]さんに、お聞きしていたら、なにか、先月の30日に、県協会のブロック会議があって、その話の中で、一応、108/105にする、というふうに決まったんですよね、という話を聞いたものですから、ああ、その、公定幅運賃における、転嫁消費税の仕方、方法というものは、そういうふうにしたのかなと……」

録音開始0時8分28秒より

理事「流れから言うとですね、あの、まあ、これが、今、あれですよね。あの、まず、最初に、あの、公定、ようするに、今の、現行の運賃を、短縮して、まあ、初乗運賃を据え置いて、短縮するので、どうですか? と協会の意見を(局から)求められていたのですよ。」

坂井 「それは、どこからですか?」

理事「うん、それで、あの、あの、それは、あの、えーと、いつだったけ、えー、
2月の3日、で、あの、皆さん、集まつていただいて、あの、臨時例会の
形で、聞いて、で、あの、ようするに、初乗運賃を据え置いて、あの、初
乗距離を短縮するのは、まず、止めましょうと、これが、第一段階、で、
決定として、運輸局に伝えたと、で、まあ、そのとき、知らなかつたので
すけれども、こういうもの(資料内訳25)が出ていたのですよ。」

坂井 「これ、今日、■さんからもらって……」

理事「もらってきたのでしょうか。」

坂井 「分からなくてね。■さんに言ったのですよ。こんなものが1月24日付で出ているのであれば、どうして、教えてくれないのだと・・・」

理事「これがね、我々の手元に入ったのは、あのね、2月のね、4日か5日ぐら
いですよ。なんで、こなかったのか、分からないですけれども、で、その
話をしたのが、2月7日の臨時例会だったのです。で、これを、皆さんに
FAXして、初乗距離について、話をしたのですよね。で、ご意見という
話で、FAXしたはずなのですよ。だから、たぶん、(支局専門官)さんも、
それのことを、念頭に、あの、その昔の加算、初乗りがどうか、という話
を、あの、できないかもしないと、採取されたと思うのですよ。」

坂井 「それで、■さんには、じゃ、当然、それがね、いや、■さんかね、それ
プラスね、申請もできないようなものの、言い方をされたものですから
ね。」

事用

坂井 それはこの書類に基づいていらっしゃるのですか? ピ

第43秒 10時0開始 0章 錄

理事「それは、ちょっと、分からぬけれども、まあ、いずれ、今、あの、私どもで求められているのが、あの、地域協議会の意見を求められていて、まあ、その中に、あの、こういう初乗距離短縮とか、その他の、もし、制度中に入れてほしいものがあれば、意見としてだせ、と言われているわけですよ。で、これら(初乗距離短縮)、認めてくれるな、という意見がなってくれば、まあ、それはそれとして通る可能があるわけですよね。で、まあ、最終的には、局が判断するものです形にするものですから、あの、運輸局

当局、よく分からぬところがあつて、だから、[]さんのいうとおり、認められないという可能性がでてくるのですね。」

坂井

「だから、状況としては、この前の地域協議会の新聞等々を見たときには、うーん、この話をしていたのですね。私は、てっきりね、新聞、これを見たときは、あの、なんだ、その、公定幅運賃の転嫁消費税をね、どうするのかという部分をね、話をしていたのかな、ようやく、今日、その、支局の人の話を聞いたり、県協会の人の話を、[]さんの話を聞いた時にね、分かったのですよ。ただ、じゃ、基本的な役所の、その、当初の消費税法案がとおったときの、国土交通省さんの基本は、まあ、108/105にする、という部分は、いつ決まったですか? という部分の話をしたら、まあ、県協会で11月の30日のブロック会議で、11月30日の分会というのですか?」

録音開始0時12分39秒より

[]理事「あれね、あの、合同部会、合同部会の何とか委員会とか、普通の言い方じゃないのですよね。あれですね、あの、ようは、協会として、さつき言ったように、あの、570円を据え置いて、距離を短縮するか、これが第1段階、これを、ようするに、1つの協会として、あの、1つの地域として、全体の意思としてやっていく意思があるのかの確認を(局から)求められていた。で、あの、それについては、県の協会、ブロックで、やらんよ(やらないよ)と言っていて、で一、新潟市に関しては、[]会長が、慎重の方なので、まあ、あの、2月3日に、臨時例会で、その説明をして、皆さん、了解した上で、というよりも、誰も、意見言わないですよ、また、公取さんの、飛び込んできたら、嫌だ、と言って、意見を言わなきや、通ってしまいますよ、という話の中で、決まって、ようするに、あの、意見無しで、そこで決まった話です。そういう、話ですね。[]さん自身としては、県の立場で話をしているけれども、市の協会としては、意見無しで決まってしまった。で、まあ、そこで皆さんにお知らせすればよかったですけれども、その、この関係でバタバタとやっていて、で、7日の関係になっていて、今度、こっちの話になっていたのですよ。で、もう、こっちの方が、大事な話(初乗距離短縮)なので、皆さんにFAX流して、意見があればということで、照会したのですね。」

坂井

「そのへんでね、この話を、私、うちの社長にしたら、お前、何やっているのだと・・・」

[]理事「怒られた?」

坂井

「ううん、怒られて、あの、県協会に行って、話を聞いて来い、ということで、やって、一応、こういう文書(資料内訳19)を、じゃ、市の協会にも、

出しているのを、県協会の[]さんにも、[]会長さんにも、話をしておいてくださいと・・・」

[]理事「局長宛ですね、まあ、わかりました。今日、じゃ、これ(資料内訳 19)を承つておいて・・・」

坂井 「でも、私もね、これをね、作ってね、あれだから、(社長から)お前、ちゃんと渡したか、証拠をもってこい、という感じになっているから、ここに、もう一枚に、ここに、市の協会さんのハンコを、ちょっと、もらえませんか? 大変なんですよ、うちの・・・」

[]理事「まあ、やっぱり、あのー、まあ、日の出さんみたいに・・・」

坂井 「だから、うちみたいのだと、単純に私はね、当初のこの、もろもろの会議で、てっきり、あの、公定幅運賃の消費税の転嫁方法についてね、距離短縮で、対応するのか、それとも、108/105で、対応するのか、ということだと、ばっかり、思っていたものですから、今、あの、支局の人から、話を聞いたら、あの、もう、全然、あの、なんか、別の話だったので、全然、別の話だったので、いったい、どうなっているんだ、という話になつて・・・」

録音開始 0 時 16 分 6 秒より

[]理事「そういうことですよ。えー、まあ、私も、あの、皆さんに、その都度、その都度、意見、何かしら、投げかけてきていて、でー、実は、その、出席されない方も何人かいらっしゃたんで、で、あの、それを、やるを暇がなくて、というか、もうしわけなかった、それで、7日だけで、とりあえず、してしまったことで、何も言ってこなかったから・・・」

坂井 「まあ、対象になるのはね、うちの協会の中ではね、今のところは、2社しか、いないわけだから、だから、私どもとしては、もっと、もう、これは、もう、へんな言い方、消費税転嫁の話ではなくて、もう、事業形態、運賃の認可の問題ですから、もう、全然、話の次元が違うので、ただ、単に、消費税の転嫁であれば、まあ、当初から、もう、国はね、108/105をね、原則として、考えているのだ、と頭に入っていましたから、これは、動かせないのでなあ、という気はしていたのですよ。ただ、この1月29日の国交省さんのホームページに、こういうものが、出ているから、まあ、それで、あの、市の協会の中で、また、協議会の中でね、えー、消費税、あの、距離短縮の話をしているのかな、というふうに思っていたのですよ。」

録音開始 0 時 17 分 30 秒より

[]理事「この文書が分からぬのですよ。ようするに、現行とは、何ぞや、という話になってくるのですよ。」

坂井 「ただ、これを見るとですね、消費税の転嫁の部分ですから、消費税引き上

げについての運賃について、云々で、料金への転嫁ですから、ようするに、
公定幅運賃の部分の、まあ、初乗をね、えー、距離短縮で、現行のまま、
まあ、1.3(km)で、えー、同じ、今までと同じで、1.3を、名古屋だと12
百何メートルですけれども、それをする距離短縮のことを、この1月29
日付けで、出しているものですから、てっきり、その後のね、一方では、
[REDACTED]さんのところで(資料内訳25を)もらって、[REDACTED]さんから送つてもら
っていたかなあー、今、一生懸命、確認していたのですが・・・」

録音開始0時18分25秒より

[REDACTED]理事「これ(資料内訳25は)はね、7日でFAXを入れているのですよ。で、私ど
もで、これが、手に入ったのは、5の日だったかな、まあ、直前なのです
よ。で、びっくりして、どうするんだ、という話になっちゃって、だから、
あの、国交省に聞いていても、何か話が、一貫しないのですね、話が、え
ー、確実に、こうだっていう話ができないという中で、こうなったのです
よ。」

坂井「まあ、何やっているんだ、という話になって、まあ、[REDACTED]さんには、ぶつ
ぶつ、わかっていて、それで話を聞いているとね、どうも、10日、前後、
いや、10日前だったかな、いや、これ、[REDACTED]理事も、うちの市の協
会の[REDACTED]理事も知っているんですか?と聞いたら、いや、知ってい
ると思いますよ、といって・・・」

録音開始0時19分24秒より

[REDACTED]理事「7日、ほんと、皆さんに、ようやく、示されるという段階ですよね。ほん
とうに、今回は、時間が無い、なんてと言ってきたので・・・、局の方に
もね、一応、構成員に、全員なっているので、要望があつたら、投げても
らわなくては、駄目ですよ、と言っているのですが、こないのですよ。突
然、こんなの(資料内訳25)が出たりして、で、その前の、あそここの、初乗
時間、あの、運賃をおいて、距離短縮するっていう、やつ、あれも、突然、
くるのですよね。だから、正直言って、大事な話を、時間が無いからと言
われて、どんどん、やられている、という感じで・・・」

坂井「是非とも、あの、市の協会の中で、まあ、当社の意見としては、まあ、こ
こに、一つ、二つと書いておきましたけれども・・・」

[REDACTED]理事「7日のFAXないですか?」

坂井「ないんですよね。」

[REDACTED]理事「あの要綱とか、なんかと、いつしょに、示した、流したのですよね。例会
で、こういう結論になりましたよ、と・・・」

坂井「これが、今日・・・」

[REDACTED]理事「県から、もらった、やつですかね。」

(書類を確認している)

[理事] 「これが、(皆さんに)FAXしている、1セットです。」
(書類を確認している)

[理事] 「これが、要綱の、あれですよね。」
坂井 「そうですね。これが、まあ、あの、108/105がきたやつですよね。この中に、これ(資料内訳 25)、ないですよ。これ、見たことがない、と思いながら、眺めていたのですけれども・・・」

[理事] 「ちょっと、見せてもらっていいですか。」
坂井 「だから、初めて見て、こここの部分は、確かに、あれなんですよ、私の方も、調べてはいたのですけれども。」

(書類を確認している)

録音開始 0 時 24 分 42 秒より

[理事] 「失礼しました。あの、例会の資料には、無いですね。」
坂井 「無いでしょう。」
[理事] 「口で説明しただけですね。(?)」
坂井 「うーん、だからね、ピーンとこなくてね、で、それで、まあ、一応、調べることは、調べていたのですよ。」

[理事] 「ええ。」
坂井 「まあ、あの、これが、(資料内訳 20)100 号通達で、あの、説明の部分は、(3)のイの①、②、③、④は、いろいろな通達が書いてあったので、⑤のところは、触れてなかったので、まあ、じゃ、内が、今、やっている部分は、公的(定)幅運賃が出ても、その後の、また、申請ができるものだと思っていました。⑥の部分、そうしたら、今日、県の協会に行ったら、その⑥の部分を、まあ、改定されているような文書を初めて見せられたので、これ、どういうことなのでですか? いつ、なったのですか? という話で・・・」

[理事] 「みんな、本当にね、ギリギリで来ているのですよ。」
坂井 「それで、しつこく聞いていたのですよ、[]さんには、申し訳ないな、と思って、聞いていたのだけれども、いつ、手に入れて・・・」

[理事] 「(不明)を示していないのだなー。」
坂井 「いつ、手に入れたのですか? と・・・」
[理事] 「たぶん、例会の、たぶん、そうすると・・・」
坂井 「だから、そんな中でね、じゃ、協議会の中で、その反対意見(初乗距離短縮運賃)がね、あった、というのは、一向に、構わないし、それぞれの事業者さんの意見だから、いいとしても、じゃ、なんで、そんな大事な話をね、あの、まあ、変な言い方、県ではね、数社しか、いないわけだから、対象の会社に対して、どうして、教えないのですか? というふうに、[]」

さんに、ちょっと、私、食って掛かっていたのですよ。私。」

理事「そういう話は、私も同じですね。」

坂井「そんな、あの、うちだって、県協会の会員だし、市の協会の会員、ただ、
私から、してみるとね、今までの、パターンからすると、市の協会なんて
いうのは、県の協会の情報に基づいてね、やっているほうが、今までの、
経緯を見ている限りは・・・」

理事「おっしゃる通りです。」

坂井「それなんですよ。だから、私は、[]さん知らないんではないですか?
と言ったのですよ。([]課長は)いや、知っているはずですよ、と言って、
そういう話なのですよ。じゃ、いつ、どの時点で、市の協会、[]さん
だとかは、その、県の協会、挙句の果て、じゃ、この話は、[]理事
は、しっているのですか? []会長は、知っているのですか? というふ
うに言ったら、いや、報告を上げていないかもしれない、まあ、[]さん、
お立場があるから、そういうふうに言われるのかもしれないけれども、知
らない訳ないでしょう、と、これじゃ、なんか、闇討ちされるような感じ
でね。なんか、やっている会社に対して、県協会さんは、なんか、見て見
ぬ振りをしてね、このまま、遣り過ごそうと、思ったのですかと。今回は、
たまたまね、市の、支局に行ったときに、柏さんから、そんな話を、ちら
っと、出されたから、何の話なんだ、と、うちとしては、まあ、お客様の
中にはね、1.3(km)までは行かなくても、650(700)mで済むお客様もいる
わけですよ。その、お客様に対して、こういう、国から認められている認
可運賃で、やっているわけですから、それをね、あの、崩す、ような、や
り方でいうのであれば、その、公定幅運賃の、その、108/105だとか、え
ー、その距離短縮だとか、それは、もう、別次元の話ですよ、と、[]さ
ん、知っていたのですか? []会長はしっていたのですか? というふう
に、じゃ、いつの時点で、じゃ、しっていたのですか? と聞くと、いや、
2月の10日頃、いや、そのうち、2月の10日前だったかなー、2月の10
日あとだったかなー、て言う話で・・・」

録音開始0時28分39秒より

理事「あの、資料に添付していないということは、例会(2/7)、前後ですね。あれ
ば、付けていますね。」

坂井「だから、こういう資料にしてもね、たぶん、県協会さんからね、わざわざ、
[]さんがね、役所に行ってもらってくることは、しないと思うの
ですよ。結局は、県協会経由、一体、どうなるのですか? と言って話をし
て・・・」

理事「そう言われると、私も、ちょっと、ここ、今、・・・」

坂井 「しかも、その日付、杓子定規の日付を見ると、1月24日に分かっていな
がね、何で、今まで黙っているのですか？ 楽句の果て、今日なんて、もう、
(2月)17日ではないですか。17日に支局に行ってね、そんな話、聞かさ
れてね、どうやって対応すれば(しろって)いうのですか？ じゃ、あの、
意見書とか、どうのこうのとあるのであれば、まあ、とにかく、市(県)の
[REDACTED]さんのところへも、お願いしてくるし、まあ、県協会のほうに対
しても、市から、たぶん、うちの話としてね、やると、ただ、じっくりと、
この文書についてね、というのと、まあ、局長さん判断でね、できるよう
な、文書も、あるので、ただ、支局の人は、1回、という部分については、
話をされていましたから、1回ってなんですか？ 1回は？ といって、やつ
と、これ(資料内訳25)を、[REDACTED]さんがお出してくれたのですけれども、でも、
この1回というのは、事後回数というのが、どうのこうのと、ただ、但し
書きで、地域の実情に応じて、ということになるんで、それこそ、じゃ、
当社では、あれですよね、ここでは、半額、半分程度、と書いてあるのが、
まあ、こっちにいったら、いや、極端な例では、1/3でいいのか、1/4で
いいのか、ただ、じっくり読むと、それはいかない。実情は、より、近い
形で、事後回数、1回でなくともいいよ、と見れるのかもしれませんけれ
ども、やっぱり、えー、これを、どうこうする、というのは、最終的には、
国が決めるということであるし、うちが、どうこう言う筋合いで、ない
かもしれませんけれども、ただ、[REDACTED]さんには、情報が遅すぎる、と、あ
んな大事な話をね、なぜ、私どもがね、支局に行ってね、聞かされなくて
はいけないので、と、何のために、県協会とか市協会に入っているのか、
と……」

[REDACTED]理事「すみません。入れたつもりでいましたよ。」

坂井 「[REDACTED]さん、[REDACTED]さんはね、最後は、すみません、すみません、でした、と
言っていましたけれども、でも、当社としては、非常に、対お客様のこと
を考えると、非常に、その、問題だ、と、だから、私どもとしてみれば、
まあ、とにかく、社長に、ギャンギャンと言われて、説明したらね、そん
なの言っていた話と違うじゃないか、と……」

録音開始0時31分40秒より

[REDACTED]理事「まあ、あの、とりあえず、ですね。あの、わたし自身が決める話ではなく
て、あの、今も、ちょっと、はつきり言えることは、国土交通省が、自分
で判断する、と言っているのですよ。で、この、距離短縮の話をして、こ
れで、やるのか、やらないかの話、あの、距離短縮をやるな、という意見
もあるのですよ。一切。それ自身が何か、うーん、と悩んでいるのです
よ。[REDACTED]さんも、そんな、言い方していました？」

坂井 「なんかね、とにかく、その文書をね、それが、できなくなるような、ものの言い方をされたので、じゃ、できなくなるのであれば、その通知書があるわけだから、それを見せてくれ、と・・・」

理事 「それは、すぐ、でてこないと思います。寂しいね。」

坂井 「はい。でも、ただ、これにはね、できない、とは書いてないのですよね。ただ、今までの半分程度の部分を、ベースにしてやる、と、ただ、今度の新しいものは、まあ、地域の実情を鑑みるけれども、基本的には、その後の回数の1回分の、その、割引、たとえば、まあ、たぶん、考え方としては、今、1300mで570円とか、そういう部分を、じゃ、1000mで、500円にするとか、ということになるのがベースで、ただ、但し書きが、みんな、入っているので、今、現状の部分についても、鑑みて、できるような、ものの言い方、もあるのですよね。」

録音開始 0時33分15秒より

理事 「その言い方がね、よく分からないのですよ。」

坂井 「うん、だから、それを、なんの通達、だから、どの部分で、それがね、今日、[]さんが言ったね、該当するのか、見せてくれ、と。」

理事 「聞くとね、まあ、どうなるんですか?と聞くと、本省と話してて、話して、こういうふうに変わってきました、という言い方なんだよね。」

坂井 「だから、([]課長は)その話はね、いや、あんまりね、決まった話でもないでの、お知らせするには、なんか、と言っていたのでね。冗談ではないですよ、[]さん、これは、消費税の転嫁でね、108/105にするのか、1300mを1200mにする話では無いですよ、これは、それぞれの事業者が、あの、選んでね、経営的に選んでやっている運賃なのだから、それが、変わるかもしれない、こうなるかもしれない、という情報なのであれば、いち早く教えてもらわないと、どうにもならないですよ・・・」

理事 「私も入れたつもりで、結局は、入れられる状況ではなかった、ということですね。7日でね。」

坂井 「ですから、あの、[]さんは、10日だったかな、10日前だったかな、なんていう話で、ごじゃごじゃ、言って、私は、もう・・・」

理事 「だからですよ・・・」

坂井 「私も、ちょっと、言い過ぎたかもしれないけれども、[]さんは、知っていたのですか? []会長は、承知済みですか? と・・・」

理事 「いずれも、10日の日は、承知していますよね。だから、あの、着いていれば、資料を付ける話なので、着けてない、ということは、たぶん、その、本当は、その、前後に入ってきている、でー、そうですね・・・」

坂井 「やはり、是非とも、[]会長さんに、日の出としては、まあ、これが、こ

れに、変わったわけですから、まあ、この、但し書きも、精一杯使って
もらって、まあ、今の現状の(運賃)がね・・・」

録音開始0時35分14秒より

理事「要望書としては、受け賜りました。それでですね、あの、今、その、20日
まで、(局から)協議会の意見として求められているのですよ。で、あの、
その意見に、入れられるかどうか、ちょっと、約束できないでけれど
も・・・」

坂井 「でも、入れてもらわないと・・・」

理事「まあ、こういう意見がありました、と、付帯決議、付帯意見として、とり
あえず入れて、じゃ、あの、どうなるかは、判断するのは、運輸局ですの
で・・・」

坂井 「じゃ、協議会の、じゃ、意見書を仮に、出すとしたら、写しというのは、
当然、協議会のメンバーですから、頂けるわけですね?」

理事「まあ、ちょっと、それ、事務局、あの、県の協会でやっていますので、あ
の、よう、伝えておきます。」

坂井 「それは、[REDACTED]さんにも、その旨は、言っておきましたけれども、[REDACTED]さん
の、言い方としては、いや、市の協会としての意見書、他の協会としての
意見書を、ただ、束ねて、出すだけです、というもの言い方をしてま
したよ?」

理事「アハハ・・・」

坂井 「じゃ、そうなると、じゃ、私、[REDACTED]さんのところに行ってきます、と、
で、[REDACTED]さんのところに行って、じゃ、[REDACTED]さんの方から、市の、ま
あ、新潟交通圏としてのね、意見書を、つくるのであれば、私としてみれ
ば、そんな、あの、付則でなくて、こういう意見の羅列ということで・・・」

録音開始0時36分36秒より

理事「いや、今、[REDACTED]さんとも、そういう話をしているのですよ。結局、今、う
ちで、たとえば、協議会の委員会、その、ほんちゃんの協議会で、話が出
ていて、あの、そこで、皆さん、あーだこーだ、と問題にして、結局、
こうなったのだったら、それはね、あの、一本、そこで、出せるけれども、
そうじや、なければ、あの、メイン、大勢はこうですよ、でも、こういう
少数意見もありましたよ、というものを付けてあげなくてはならないか
なー、という話をしているのですよ。そしたら・・・」

坂井 「ただ、大勢といつても、決議を取っている訳ではないですから・・・」

理事「そ、そ、そ、そ、そ、それは、取っていない・・・」

坂井 「じゃ、意見を集約する、ということになれば、全社からね、意見を集約し
て、そのうちの過半数が、たとえば、これであれば、(初乗)距離短縮は反

対でした、とか、えー、いうふうにね、ちゃんと数字の裏づけに基づいた、表現をしなくてはいけないのですから、だから、そうでないのであれば、まあ、へんな言い方、うちは、うちの協会で、じゃ、二十何社あるのであれば、二十何社は、A社、意見無し、B社、意見無し、C社、反対、D社は、対お客様のね、問題もあるので、基本的には、現状の状態に、まあ、消費税を加算してもらいたい、と、まあ、県協会の方は、国に対しては、いろいろ、その、1月の30日の会議の時点において、108/105で、ということで、意見集約をした、ということになるのでしょうか、それは、もう、動かしがたいですから。ただ、だから、一番目は、まあ、うちは、こんな意見書を書いても、いまさら、遅い、ということになるのだと思います。」

理事「・・・まあ、とりあえず、預からしていただいて、その意見書に反映できるかどうか・・・」

坂井 「でも、市の協会さんとして、つくる、と言っていましたから・・・」

理事「いや、それは、違う。」

坂井 「違うのですか？」

録音開始 0時38分47秒より

理事「事務局の一つですから、だから、あの、結局、だから、この間の(協議会)は、ものすごく、変則なのですよ。おっしゃるような決議の取り方、していないのですよ。この案件、一つ毎に、どうだ、ということではなくて、ただ、全体として、要綱、どうか、という話しかしていないんで、実を言うと、よくわからない、ところがあって、だから、あの、私は、下案はつくりますけれども、その下案に入るのは、当然、あの、今みたいな決議では、どっちをとるのが、どっちが駄目か、という議論をしていないので、あの、メインは、ここですよ、と、だけど、こういう意見がありましたよ、という意見をつくりますよ、としか言っていないですよ。だから、その中に入れて、後は、運輸局に判断していただこう、と・・・」

坂井 「でも、メインというのは、何を持って、メインというのですか?」

理事「これは、もう、78%の委任状、後日、さらに提出会社あり)、この間の委任状とったら、78%の人(タクシー事業者)が、あの、下限割れ運賃(新潟交通圏ではない)というか、それが、反対だと言っていますので、まあ、メインは、そこ。うちの、市の協会としての集約として言えますから、ただ、少数派として、こういうものが、ありますよ、という言い方となります。これは、数字で、はっきりしますから。」

坂井 「じゃ、78%の人が、当社が、やっているような(初乗距離短縮運賃)、距離短縮の部分については、反対だと・・・」

[REDACTED] 理事「うん。」

坂井 「・・・という・・・」

[REDACTED] 理事「とりあえず・・・」

坂井 「・・・資料が揃っている、ということでおよしいのでしょうか？」

録音開始0時40分5秒より

[REDACTED] 理事「そうです、委任状も、もらつてあるし、で、まあ、あの、本人の出席もあるし、で、あの、例会に出てるから、少なくとも、2/3以上の方が、あの、距離短縮を認めてない、ということにしてますから、で、あと、その他の人で、まあ、細かい意見がでてきたのは、その中の話で、一応、まあ、全部、無視するための、そのための、ひとつひとつの決議はとつていませんので、無視できないわけですから、まあ、いり込めるかなー、形を変えてですね。こういう意見がありましたよ、と。あとは、最終的には、運輸局の判断だと。で、この間、(局の) [REDACTED] 自動車部長が、こういう意見の出し方をしますよー、と言った時に、そんなの駄目だ、という言い方をするのですよ。だけど、時間がない中でやってきていて、今、申し上げるに、意見を吸収しきれていない、で、議論が尽くされていない、その中で、できません、と話はしてあるのですよ。だから、そういう意味での、あの、反映なんで、どう、最初に、どうなるかは、わかりません、と、私は。で、局の方からすれば、言い方が、変わるのでですよ。あの、こういう距離短縮を認める、という話をすれば、こっちしか認めない、と言ってみたり、で、なんか、二つしか認めない、一つしか認めない、とかね。なんか、変わるのでですよ。だから、どこが、どうなのか、よく分からない。で、柏さん、これを、出してこれなかつたでしょう？」

坂井 「そうなんですよ。」

[REDACTED] 理事「だから、それが、また、おかしいのだよね。だから、私も、あの、局の担当者と、時間がないので、2回か3回議論しているのですけれども、だんだん、変わっていくのですよ。そんなもので、まあ、分からない。」

坂井 「で、それで、[REDACTED] さんにも、分からない話は、分からない話でかいません、と、ただ、この手の話がでている、というのであれば、すぐに、教えてもらわないと、会社としてね、じゃ、国交省にね、交渉に行くなりね、いろんな手段を講じられない、と、これも、明日明日ね、もう、意見集約して、それで、市の協会の部分とか、まあ、他の地区の部分、意見を取りまとめて、県協会さんとしては、まあ、2月20日までだす、という話を今日は、[REDACTED] さんから聞いてきましたけれども、でも、時間がないのにね、せいぜい、うちが、今、だせるとしたら、いま、渡したね、部分ぐらいなものね。」

理事「でも、これ、本来であれば、協議会会長宛の文書だけれども、また、ちょっと……」

坂井「ただ、(不明)はね、協議会の会長なのだし、けど、まあ、個別の事業をおなっている事業者なので、一応、局長さん宛での文書にして、いや、局長さん宛での、こういう文書をもらっています、と……」

理事「皆さんに、お知らせするのが、怠った責任もありますので、これ、一応、預かって、そういう対応しかできませんけれども、ちょっと、了解の上で……」

坂井「是非とも、当社としては、[]さんにも言ってきたのですけれども、まあ、うちの意見をね、まあ、できれば、まあ、並立なみの意見で、だしてもらいたい、と。」

理事「まあ、そこは、まあ、メインの意見と、それと、その他の意見、全部、殺すわけにはいかないので、こういった意見と、並列するようにやっていますので……」

坂井「もしね、事務方、写しは、[]さんに頼みますけれども、まあ、[]理事さんのほうからも、もし、協議会に対して、県協会として、あ、協議会として、意見書をね、だすのであれば、その写しをいただきたい、と。」

理事「出せるかと思いますが、だだ、意見書は、まだ、できていませんし、おかしい話だけれども、集約できないでいるのですよ。それと、その、県の協会、[]理事が)いないでしょう。そんなもんで……」

坂井「[]さん、今日は、上越だといってましたけれども。」

録音開始 0時 44分 12秒より

理事「そんなもんで、[]理事に)先週から言っているんだよね。で、今の話の、矛盾する意見がでてくるかもしれんよ、という、[]さんと話しているし、あの、(北陸信越運輸局自動車交通部)自交の中でも話はしています。だから、メインの部分と、その他の意見との、取り扱いになりますけれども、こういう話がありましたということは、おつたえします。」

坂井「いや、[]さんね、私に、いや、市の協会さんは、市の協会さんの意見を纏めるし、他の地区は、他の地区で、それを、みんな、纏めて、それを、事務局としては、国にだすだけだ、と言って逃げるものですからね。」

理事「いや、基本的には、あれですよ、あの、協議会の会長としての意見となりますので、あの、事務局が、下書きをつくって、会長他、ほんらい、そこで、委員会、協議会でもんで、会長が最終的に、判断して出すことになるのですよ。」

坂井「もし、あれだったら、明日でも、[]会長のとこ、長岡でも、行ってこようかな、と思いましてね。」

理事「アハハハ」

坂井 「ようするに、こんな話なんて、初耳だ、と、うちとしてみれば・・・」

理事「いや、私の方も、ちょっと、心配でね。あの・・・」

坂井 「あの、なんか、ダンマリを決め込んで、そのままに、すすめるのかな、と思いましてね。」

理事「ええ、分かりました。まあ、出てこられないよりも、今日、こうやって、きていただいたのは、私は、ありがたいので、あの、意見として、出させていただいて、ただ、結論は、何回も言うけれども・・・」

坂井 「国の方ですね。」

理事「(局は)責任をとるといっていますので、今日、お願ひね、と、
が逃げるわけですよ。馬鹿みたいな話ですよ。」

坂井 「いや、どうもすみませんでした。いや、その手の話は、もう、転嫁消費税の次元の話ではないと、各事業者が、それぞれの、運賃で営業しているわけだから、それが、無くなるかもしれない、いや、嘘でも、がせネタでもいい、と、でも、事前に、教えてもらえば、その会社としてみればね、直接ね、支局にいくなり、局にいくなり、聞くなり、できるですから、今頃、こんな話を、私、支局に行ってね、こんな話されましたら、もう、社長、ブンブンでね、あの、お前、なにやっているんだという感じでね・・・」

理事「すみません、私、流したつもりでいたんで、あの、資料を付けないということは、来たばかりか、なんかで、間に合わなかったのですね。ということは、資料を、纏めたのは6日なんで、まあ、どうも、済みませんでした。で、6日の日、だから、さつき、言った、初乗短縮の話も、全体の話が、先月末に、ぎりぎりで、きていますので・・・」

坂井 「ただね、日付だけを見ると、1月の24日ですものね。」

理事「で、あの、聞いてみると、24日にでてる通達が、あれに、載っていないやつ、なのですよ。」

坂井 「あのー、官報に載っていないですよね。」

理事「載っていない。だから、すごいんですよ・・・」

坂井 「あれも、矛盾していますよね。だから、私、官報を見て、中身をね、把握しようかな、と思って、たぶん、27日のあれもね、また、局きて、局から支局、支局から県協会、県協会から市の協会だと思って、官報にてたやつを、さつさと見ようと思って、27日は眺めていたのですけれども、その中にも、この話はなかったですね。しかも、これは、24日ですからね。」

理事「だから我々も・・・」

坂井 「だから、今回の特措法、今回の特措法と関係ない、通達だと思うのですよ。私からすると、だって、官報に載っているのは、あれは、今回の改正特措法

における、慣例・通達の官報のあれですから・・・」

理事「例えばね、これも載っていない。これも載っていないですよ。これも載つ
ていないですよ。独占禁止法の関係の(不明)・・・」

坂井 「これなんか、最近の新聞見たら、東京交通新聞かな、何か具体的な、もろ
もろの通達というのが、あ、これなんですか?」

理事「ええ、その、但し書きの部分がついていない。口頭でやつていて、(局
に)これ以上、つっこんで聞いていると、あとは、公取に、聞いてください、
なのですよ。」

坂井 「これはFAX頂いていましたっけ?」

理事「これは、やっていなかつたかな?」

坂井 「いや、ないな。初めて見るなー。新聞で何か、通達を出したから、独占禁
止法との、適応関係についての通達を出しているから、というので(不明)、
それを探したのですけれども、ホームページ上でも見れていないし・・・」

理事「これが・・・」

坂井 「コピー、もらえますか?」

理事「一式ります、差し上げます。これも、差し上げたものですので・・・」

坂井 「あ、いいですか、すみません。」

理事「ただ、あの、これも、あの、鉛筆書きした部分も、(独禁法について)運輸
局に、突っ込むと、逃げられますので、(不明)・・・」

坂井 「だから、そんな、官報にも載っていない、じゃ、今回の特措法と関係ない
話なのに、じゃ、その論法でいくと、何故、国は、協議会に対してね、特措
法とは、関係ない案件についてね、意見を求めるのかな、と、逆に言つたら、
官報にも同時に載つてないということになるのであれば、協議会として
は、この部分については、あの、返答のしようがない、とかね。いうこと
も構わないのではないかな、と・・・」

録音開始0時50分40秒より

理事「分からない。まあ、いずれも、どこかの意向が働いていると思うけれども、
あの、そう意味で、我々の知らないところで、出ているのがあるのかもしれない。
だから、ホームページを見てもない、それから、突然、何したか、パ
ッと、くる、今回のパターンについて、で、今、(不明)の解釈も、見てもら
うと分かるけれども、まあ、法律、一本、でてない。で、どうするんだ、と
思うくらい・・・」

坂井 「あ、すみません、ありがとうございました。是非とも、私は、[]さんの言
葉を信じて、[]さんを、待っていたのですよ。いや、市の協会は、
市の協会としてね、意見書を出すから、市の協会の意見書を纏めて、ただ、
事務局の県協会として、ただ、だすだけなのですよ、という話なので、じゃ、

[REDACTED]さんのところへ行って来る、と。」

理事「[REDACTED]さんも、(不明)だから、自分が主体的に受け止めてないから、そんなことを言っているんですよ。ただ、これは、何回も言ってますが、意見として、承っているだけですので、で、皆さんが、(不明)であれば、(不明)。」
(これ、以降、録音の切忘れで12H分あります。)